

美濃加茂市民の歯と口腔の健康づくり条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95条）第3条第2項の規定にのっとり、市民の歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進に関する基本方針を定め、市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持し、及び増進し、並びにその口腔機能を維持することをいう。
- (2) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 口腔保健医療サービス 歯と口腔の健康づくりのために歯科医師等が提供するサービスをいう。
- (4) ^{はちまるにいまる}8020運動 岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例（平成22年岐阜県条例第31号）第10条第1項第6号に規定する運動をいう。

（基本方針）

第3条 歯と口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、その推進が子どもの健やかな成長、様々な生活習慣病の予防、寝たきり防止等に重要な役割を果たすことに鑑み、市民自らが歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、生涯を通じて必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境整備を推進することを基本方針とする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、市民の歯と口腔の健康づくりに関する総合的かつ効果的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、自ら歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、歯科疾患を予防するとともに定期的に歯科健診又は歯科医療を受け、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医師等の責務)

第6条 歯科医師等は、基本方針にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の責務)

第7条 教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者は、基本方針にのっとり、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 市内に事業所を有する事業者は、その事業所において雇用する従業員に対する歯科健診及び保健指導(以下「歯科健診等」という。)の機会の確保その他歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) むし歯や歯肉炎になりやすい幼児期及び学齢期にある者に対して、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯の予防対策等を推進すること。
- (2) 歯周病の罹患率が高まる成人期にある者に対して、歯周病の予防対策等を推進すること。
- (3) 歯の喪失及び口腔機能の低下がみられる高齢期にある者に対して、口腔機能の維持及び向上のための対策等を推進すること。
- (4) 障害者又は介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科健診等又は歯科医療を受けることが困難なものに対して、訪問による歯科健診等、歯科医療、口腔ケア等を推進すること。

- (5) 生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、歯と口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進するため、8020運動を推進すること。
- (6) 歯と口腔の健康づくりに関する調査及び研究を推進すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策を推進すること。

(基本的な計画)

第10条 市は、前条に定める施策を計画的に実施するため、基本的な計画を定めるものとする。

2 市長は、前項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。当該計画を変更したときも、同様とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。